

生産者の皆様へ

米トレーサビリティ法とは

カビ米などの問題が発生した際に、流通ルートをややかに特定できるように、

- 『米穀等の取引等の記録を作成・保存すること』(H22.10.1～)
- 『産地情報を取引先や消費者に促進すること』(H23.7.1～) が義務付けられました。

法律の対象となる品目は次のものです

米穀(もみ、玄米、精米、碎米)、米粉等の中間原材料、米菓生地、
米飯類、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

生産者の皆様がしなければならないこと

1. 出荷伝票を作成し、3年間保存してください

平成22年10月から
始まっています。

出荷伝票に記載する項目

- 品名(通常用いている名称)
- 産地(「国産」、「〇〇県産」等)
- 数量
- 年月日(搬出入した日)
(困難な場合は、受注日等)
- 搬出入した場所
(その場所が特定できる名称及び所在地)
- 取引先名(取引先の氏名又は名称)
- 用途
(用途限定米穀は、その用途)

〈出荷伝票の例〉

商品名		数量	単価	金額	用途限定
国産	コシヒカリ(10kg)	5	3,000	15,000	
国産	コシヒカリ(5kg)	5	2,000	10,000	
国産	加工用米(100kg)	1	1,000	1,000	加
計		11		16,000	
消費税				800	
合計				16,800	

岐阜県岐阜市〇〇4-4
(株)〇〇米菓 様

岐阜県岐阜市〇〇1-1
岐阜 太郎

岐阜県岐阜市〇〇2-2

※「取引等の記録の作成・保存の義務」は、取引に使用した伝票を保存することで、義務を果たしたことになります。
※記録は、対象品目を取引、事業所間移動、廃棄を行った場合に、作成、保存しなければなりません。
※記録は、伝票以外でもかまいません。他の記録の作成方法については、「お問い合わせ先」へご連絡ください。

裏面もご覧ください

生産者の皆様がしなければならないこと

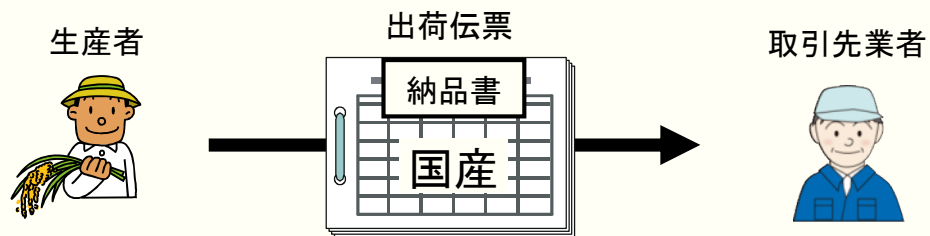
2. 相手方に産地を伝達してください

平成23年7月から始まります。

「取引先業者」に産地を伝達する方法

方法① 出荷伝票に産地を記載する。

※伝票以外に、納品書、規格書等でもかまいません。



方法② 商品の包装に産地を記載する。

※米穀、米粉等の中間原材料、米菓生地、米こうじは、方法①により、産地を伝達しなければなりません。(一般消費者への産地伝達は除く。)

名 称	精米		
	産地	品種	産年
原 料 玄 米	単一原料米 岐阜県産	コシヒカリ	22年産
内 容 量	5kg		
精米年月日	22.11.11		
販 売 者	有限会社 ●●米穀 岐阜県●●市●●町●● 電話番号 089-123-456		

「一般消費者」に産地を伝達する方法

上記の方法②と同じ方法、または、店内に産地を掲示する。

※店入口の立て看板、店内配布チラシでも可

当店で販売している
お米は、〇〇産です。

違反した場合は、罰せられることがあります。
不明な点は以下へお問い合わせください。

お問い合わせ先	岐阜県健康福祉部 〇〇保健所	生活衛生課 生活衛生担当	TEL:058-272-8284 TEL:058- -
---------	-------------------	-----------------	--------------------------------

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法

検索